30監査第1053号 平成31年3月26日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀 岡 市 監 査 委 員 関 本 孝 一

亀岡市監査委員職務執行者 山本 由美子

財政援助団体等監査の結果に関する報告

地方自治法第199条第7項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

記

1 監査の種類

平成29年度財政援助団体等監査

2 監査の対象及び範囲

公益財団法人亀岡市体育協会、亀岡市森林組合及び公益財団法人亀岡市都市緑花協会の次の財政援助等に係る出納、その他の事務並びに生涯学習部文化・スポーツ課、産業観光部農林振興課及びまちづくり推進部都市整備課の同財政援助等に係る事務の執行について

(1) 公益財団法人亀岡市体育協会

平成29年度亀岡市体育協会人件費補助金29,116,900円平成29年度亀岡市体育協会運営活動補助金4,432,600円平成29年度亀岡市社会体育施設指定管理料1,663,000円

(2) 亀岡市森林組合

平成29年度亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助金 作業道第二東谷線開設事業 771,000円 作業道上谷線開設事業756,000円作業道火打線開設事業273,000円森林組合育成事業580,000円緑の公共事業639,384円

(3) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会

平成29年度公益財団法人亀岡市都市緑花協会補助金 29,750,719円平成29年度亀岡市都市公園33箇所指定管理料 26,938,000円

3 監査の着眼点

亀岡市が補助金等の財政援助を行っている団体等について、財政援助に係る出納、 その他の事務執行が、適正かつ経済的・効率的に行われているか

4 監査の期間

平成30年12月14日から平成31年3月8日まで

5 監査の方法

団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 公益財団法人亀岡市体育協会の概要及び結果

(1)団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市体育協会(以下、「体育協会」という。)は、多様化した市民のスポーツ活動に対する欲求にこたえ、市民スポーツの普及、振興に関する事業を積極的に推進し、もって市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 亀岡市における競技力の向上及び地域スポーツ、生涯スポーツの普及振興に関すること
- ○スポーツ指導者の育成及び市民に対するスポーツの指導
- ○亀岡市内の少年スポーツの育成
- ○スポーツ施設の管理運営事業
- ○その他この法人の目的を達成するために必要な事業

イ 組 織(平成30年3月31日現在)

○評議員24名

○役 員 理事 21名

(うち、会長1名、副会長4名、専務理事1名)

監事 2名

○事務局 事務局長 1名

事務職員 3名

嘱託職員 2名

(2) 補助金概要

平成29年度に亀岡市から体育協会へ交付された補助金総額は36,749,596円で、 うち監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位:円)

| 項目 | 事 業 費 | 補助金額 | 補 助 内 訳 等 | |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 給与手当等 | 23, 904, 677 |
| 体育協会人件費補助金 | 29, 116, 900 | 29, 116, 900 | 福利厚生費 | 3, 872, 793 |
| | | | 退職給付引当金 | 1, 339, 430 |
| | 4, 930, 479 | 4, 432, 600 | 各競技団体運営活動補助金 | |
| 体育協会運営活動補助金 | | | | 777, 600 |
| | | | 各地域団体運営活動補助金 | |
| | | | | 1, 264, 000 |
| | | | 手数料他 | 2, 391, 000 |
| 計 | 34, 047, 379 | 33, 549, 500 | | |

(3) 指定管理料の概要

平成29年度に亀岡市から体育協会へ支払われた指定管理料は1,663,000円である。

その内訳としては、管理費となっている。

(4) 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今 後の事務処理において留意されたい。

ア 体育協会に対する監査の結果

- (ア)補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。
 - a 体育協会の各加盟団体に補助をしている亀岡市体育協会加盟団体運営・活動 補助金の実績報告において、提出された書類に不備のある団体が複数あった。 必要書類一覧や記載例を作成するなど工夫し、団体からの書類提出もれや記

載誤りが起こらないようにした上で、適正な書類審査に努められたい。

b 体育協会運営活動補助金の実績報告において、支出の証拠書類に添付漏れが あった。

決裁等の過程において十分な確認をされたい。

c 人件費補助金の実績報告において、時間外勤務手当、社会保険料、健康診断費 用の実績額算定に一部誤りがあった。

適正な事務処理をされたい。

(イ) 指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託しているにもかかわらず、発注者から書面による承諾を得ていなかった。

基本協定書に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 生涯学習部文化・スポーツ課に対する監査の結果

(ア)補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。 体育協会運営活動補助金の実績報告において、実績報告書の十分な確認がなされずに了承され、確定行為がされていた。

補助金の確定事務においては、十分な審査を尽くした上で確定行為を行い、規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託が行われているにもかかわらず、書面による承諾の手続きを行っていなかった。

基本協定書に基づき、書面により再委託の届出を行うよう指導し、書面による 承諾を行うことにより改善されたい。

7 亀岡市森林組合の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

亀岡市森林組合(以下、「森林組合」という。)は、組合員が協同してその経済 的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目 的とし、主に次の事業を行っている。

- ○組合員を対象とした森林経営指導
- ○病害虫の防除、組合員の森林の保護に関する事業

○組合員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管及び販売

イ 組 織(平成30年3月31日現在)

○役 員 理事

○事務局

18名

(うち、理事長1名、副理事長1名)

 監事
 2名

 会計主任
 1名

 係長
 1名

技術員1名職員1名

作業員 6名

○会員 正組合員 1,625名 准組合員 0名

(2)補助金概要

平成29年度に亀岡市から森林組合へ交付された補助金総額は6,620,520円で、今回監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位:円)

| 項目 | 事業費 | 補助金額 | 補助内訳等 |
|--|-------------|-------------|---------------------------------|
| 亀岡市林業振興及び森林環境対 策事業補助金 (作業道整備事業) | 9, 428, 107 | 1, 800, 000 | 作業道開設に対する補助 |
| 亀岡市林業振興及び森林環境対 策事業補助金 (森林組合育成事業) | 1, 620, 870 | 580, 000 | 林業経営者の育成、 相談活動等の充実に 対する補助 |
| 亀岡市林業振興及び森林環境対 策事業補助金 (緑の公共事業) | 1, 258, 460 | 639, 384 | 間伐・間伐材搬出に対する補助 |

(3) 監査の結果

ア 森林組合に対する監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項等については、 今後の事務処理において留意されたい。

(ア)補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。 森林組合育成事業補助金の実績報告書において、添付されていた平成29年度 事業報告書及び収支精算書の内容が、農林振興課へ提出されたものと異なっていた。 補助金に係る書類の適正な管理をされたい。

イ 産業観光部農林振興課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った簡易な事項等については、 今後の事務処理において留意されたい。

8 公益財団法人亀岡市都市緑花協会の概要及び結果

(1)団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市都市緑花協会(以下、「緑花協会」という。)は、亀岡市の緑地の保全及び緑化の推進に係る事業を行うことにより、亀岡市における都市緑化を推進し、「花」と「緑」にふれあう場や、身近な暮らしの中の「花」と「緑」を創出し身近に感じ親しめるよう心豊かな生活環境を支えるとともに、緑化啓発活動の発信と交流を図り、もって、亀岡市の『緑ゆたかな潤いと安らぎのある街づくり』の発展に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ○街路、都市公園、公共施設等の緑花木及び施設の維持管理事業
- ○都市緑化・緑地保全を推進するための緑化推進普及啓発事業
- ○都市緑花基金の造成、管理・運用事業
- ○その他この法人の目的を達するために必要な事業

イ 組織(平成30年3月31日現在)

○評議員○役員理事1 2名

(うち、理事長1名、副理事長1名、常務理事1名)

※常務理事は管理課長を兼務

監事 2名

○事務局 事務局長 1名 ※総務課長を兼務

総務課長1名管理課長1名事務局長補佐兼管理係長1名事務職員2名技術職員3名再任用職員1名臨時職員4名

(2) 補助金概要

平成29年度に亀岡市から緑花協会へ交付された補助金総額は33,400,719円で、 うち監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位:円)

| 項目 | 事 業 費 | 補助金額 | 補助内訳等 | |
|---------|--------------|--------------|--------|--------------|
| 緑花協会補助金 | 40, 127, 386 | 29, 750, 719 | 役員報酬 | 600, 000 |
| | | | 給料手当 | 23, 984, 459 |
| | | | 退職給付費用 | 545, 647 |
| | | | 福利厚生費 | 3, 852, 445 |
| | | | 光熱水費 | 606, 363 |
| | | | 保険料 | 18, 291 |
| | | | 租税公課 | 143, 514 |

(3) 指定管理料の概要

平成29年度に亀岡市から緑花協会へ支払われた指定管理料は26,938,000円である。

その内訳としては、人件費(職員給与等)、事務費(通信運搬費、消耗品費等)、 管理費(光熱水費、委託料、修繕費等)となっている。

(4) 監査の結果

ア 緑花協会に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った簡易な事項等については、 今後の事務処理において留意されたい。

イ まちづくり推進部都市整備課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った簡易な事項等については、 今後の事務処理において留意されたい。